# EUのAIに関するフレームワーク

\* 2021年4月23日のCEPによるセミナー「A European approach to the regulation of artificial intelligence」の資料に基づいて経産省が作成

資料5

# カテゴリ 利用 受容できない 禁止 **AI** (Art.5) 許可される 要件と事前適 ハイリスクAI 合性評価の (Art.6) 準拠を条件 透明性義務 情報/透明性 を伴うAI の義務を条件 (Art.52) 極小リスク/ 制限なし リスクなしAI

## 対象AIシステム

#### EUの価値観と矛盾するAIの禁止

- 潜在意識への操作 (Art.5(1)(a)) 子供や精神障害者を相手とする搾取 行為 (Art.5(1)(b))

  ◆ 社会的スコアの一般的な利用
- (Art.5(1)(C)) 公的空間での法執行目的の遠隔生 体認証 (Art.5(1)(f))

### 規制対象製品の安全要素 (Annex 2)

● 産業機械、医療機器等、法によって 第三者認証の対象となるもの

## 特定分野のAIシステム(Annex 3)

- 自然人の生体認証と分類
- 重要インフラの管理と運用
- 教育と職業訓練
- 雇用、労働者管理、自営業の機会
- 必須の民間サービス、公共サービス・ 利益へのアクセスや享受
- 法のエンフォースメント
- 移住、亡命及び国境管理
- 司法運営と民主的プロセス

## 透明性義務が適用されるAIシステム

- (Art.52) 自然人と相互作用するシステム
- 感情推定や生体情報に基づくカテゴ リー形成を行うシステム
- ディープフェイク (存在する人物等に 相当程度似せた動画等の生成または 操作するシステム)

- トラック運転手に長時間運転させるために非可聴域の音を聞かせるにあたり、この効果を最大 化する周波数をAIにより見つける。
- 音声アシスタントが組み込まれた人形が、未成年者に対してゲームを装って、次第に危険な行 為へと駆り立てる。
- AIシステムが親の軽微または無関係な社会的「不正行為」(例えば病院の予約を守らないこ とや離婚している)に基づいて社会的ケアを必要とする子どもを把握する
- テロリスト特定のために、ビデオカメラで撮像した全ての顔をリアルタイムでデータベースと照合する

## 義務

- ハイリスクAIへの要求事項 (Art.8)
   リスク管理プロセスを確立して実
- 装 (Art.9) 高品質な学習、検証、テストデー タの利用(Art.10)
- 文書化の確立、ログ機能の設計
- (Art.11+12)適切な透明性確保、ユーザーへ
- の情報提供 <sub>(Art.13)</sub>
  人間による監視 <sub>(Art.14)</sub>堅牢性、正確性、サイバーセキュ リティ確保 (Art.15)
- 人とAIシステムが相互作用するこ とが、それが明らかではない場合、 人に通知する (Art.52(1))
- 感情認識または生体認証システ ムが適用されていることを人間に
- 通知する <sub>(Art.52(2))</sub> ディープフェイクに対して警告ラベル 付けをする (基本的権利の行 使や公共の利益に反しない限 り) (Art.52(3))

#### 運用に関する要求事項

### AI提供者の義務<sub>(Art,16)</sub>

- 組織内に品質マネジメントシステムを確立し、実
- 施 <sub>(Art.16(b)+17)</sub>
   最新の技術文書を作成・更新 <sub>(Art.16(c)+18)</sub>
   ユーザーがリスクの高いAIシステムの動作を監視で きるようにするためのログ記録義務 (Art.16(d)+20)
- システムの適合性評価と、(大幅な変更がある場 合には)再評価の実施<sub>(Art.16(e))</sub>
  ● EUデータベースにAIシステムを登録する
- ◆ CEマーキングを貼付し、適合宣言に署名する
- 市場投入後にモニタリングを実施する
- 市場監視当局と協力する

- AI利用者の義務<sub>(Art.29)</sub>
   取扱説明書に従ってAIシステムを操作 (Art.29(1))● AIシステムを使用する際、人間による監視を確保
- する <sub>(Art.29(2))</sub> 起こりうるリスクについて運用を監視する
- 重大な事故または誤動作についてAI提供者また
- はAI配付者に通知する (Art.29(4))
   既存の法的義務は引き続き適用される (GDPR など) (Art.29(6))

上記以外のAIシステム ┪● 必須義務はない。低リスクAIシステムについても、ハイリスクAIに対する要求事項を自主的に適 用するよう欧州委員会等が奨励する。実施方法として行動指針の作成を提示 (Art.69)

# EUのAI法案公表後の経済団体、消費者団体、産業団体の反応

資料5

- BusinessEurope (Twitter): グローバルなAI競争において道を切り開こうとしているEUの姿勢を歓迎。しかし現 状では、いわゆる「ハイリスク」アプローチが依然として反映されていないと懸念。追って提案をする予定。
- **Orgalim**: 欧州のリーダーシップを支持。他方で、多くの懸念もある。リスクベースアプローチを支持するが、<u>法的な曖昧さを減らすようお願いしたい</u>。
- **BEUC**:消費者団体からみて期待はずれである。非常に限定的なAIの用途や論点にしか焦点を当てていない。たとえば、医療保険のためのリスクアセスメントという用途がハイリスクに含まれていない。
- DigitalEurope: 良いスタートラインを提示。他方で、AI分野には中小企業が多く、過度な負担につながるのではないかと懸念。今後、ハイリスクに指定された分野にスタートアップが参入することになるかは明らかではない。GDPRのときのような施行段階での混乱は避けてほしい。欧州AIボードには官民協力のために産業界を入れるべき。
- Business Software Alliance: ハイリスクAIの使用を禁止せず、適切な策を講じることで利益を得ていこうという方向は共有できる。EUだけで立法等を進めるのではなく、国際的なパートナーやマルチステークホルダーとの連携に期待。そうすることで、欧州のルールが、AIというこれまでにないイノベーティブな技術の発展に追いつくことができる。AIに対する信頼性を高めることは共有された課題。
- **AmCham EU**: <u>リスクベースアプローチを採用したことは評価</u>。分析には時間が必要。この法案は世界に影響を与えることになる。今後も**国際的**調和を目指すアプローチを継続してほしい。
- Information Technology Industry Council: 政策担当者には、ハイリスクを焦点を当て、柔軟な規制を心がけてほしい。複数国間のルールの調和が求められる。



